

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第7号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報のうち、異議申立人に係る保有個人情報について、不存在であることを理由として不開示とした決定は、妥当であるが、〇〇〇〇氏に係る保有個人情報の開示請求については、却下決定とすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年9月15日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「『浄化槽設置状況調査（以下「本件調査」という。）業務処理要領（別紙）』中に記載されている3. 業務内容のうち、オ、カ、ク、ケの中にある、〇〇〇〇、〇〇〇〇に係る個人情報」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「『浄化槽設置状況調査業務処理要領』中に記載されている『3業務内容』のうち、オ、カ、ク、ケの中にある、〇〇〇〇、〇〇〇〇に係る個人情報」（以下「本件対象情報」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年9月29日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年10月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異

議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書における主張

開示請求した個人情報を、「1、作成又は取得していないため」とする自己情報不存通知書は、県が平成16年度において実施した「浄化槽設置状況調査」を否定ないしは不適切な実施にあったことを物語るものであり、許されない行為にあたる。

(2) 意見書及び口頭による意見陳述における主張

一般廃棄物対策室（現循環型社会課）の理由説明書では、「2 本件処分を行った理由」の中の「(1) 本件対象文書について」で、

ア 「古い届出分（平成9年度以前の約2万基）が紙データであり、検索に手間取っていること、また、管理者の変更や浄化槽の廃止等の届出が行われず、台帳と実態が異なっているケースが多いことから、浄化槽管理者の指導・監督事務に支障を来たしていた」としているが、廃対室と私が本年2月から8月の間、5回延べ十数時間にわたって協議を行ってきた中で再三にわたって、どんな「指導・管理業務があり、支障を来たしたか」の質問に対して具体的に答える術を持っていなかった。

是非、「この年間件数と具体的な事例」を審査会でも調べていただきたい。

イ また、「台帳は、浄化槽設置時に県に提出される届出をもとに作成」とあるが、浄化槽法に基づき作成された台帳のリニューアルは、まず、同法の枠内かあるいは環境局予算の中で考えられるのが道理ではないでしょうか。起案書にさえ理由を述べないままに、安易に他からの予算捻出を求めるのはいかがか？特に今回、雇用創出基金をあてた理由がわからないし、その感覚に疑問すら覚える。

(2) 「本件処分について」で

ウ 「そもそも個々の浄化槽管理者に対して行った本件調査に関する記録（回収したアンケート用紙や個別訪問調査記録等）を当実施機関において保有してない」としますが、「本件調査に関する記録」とは、県が権利を持つ記録すなわち県所有の記録で、契約により委託業者に保管義務を付しているものと解されることから、「実施機関において保有」ととらえるのが妥当ではありませんか？すなわち、「調査途中の記録」は委託先にあっても「広島県の所有」とのとらえ方です。

「県庁舎内に無い＝保有しない」との考えは短絡的・無責任であり、公開条例の理念にも反するのではありませんか。

また、成果品は、「処理要領の3 (5) に掲げる、「ア 報告書」「イ CD-ROM又はMO及びウ 台帳」だから作業中の個別アンケート用紙や訪問調査結果等はない」としますが、委託したマルヒ書類（アンケート等）を「6ヶ月

しか保管しない」とする契約もしくは規定でもあったのでしょうか？業務関係（委託含む）文書の保存年限は5年と記憶していましたが間違いでしょうか。

エ 「本件調査に係る個別の記録データは著しく膨大であり、入手の必要もないから、成果品として求めなかった。従って、記録は保有していない」としますが、記録は、CD-ROMないしはMOで存在・保有されています。

また、県情報公開条例ではCD-ROMなどの電子データは個人情報といえども公開の対象となるはずではありませんか？（疑問符です）。

本個人情報請求の前に行政情報開示の請求をしており、今回請求の自己情報と行政情報は別々のものではなく、「浄化槽設置状況調査」に関する一連のものとして当然対処されるべきものであり、条例は県民の開示請求あるいは行政参加の意思に対して、そうしたスタンスで臨むことを求めていますか？

百歩譲っても、CD-ROMないしはMOで対応するという機転が求められていると思いませんか？（「県庁舎内には無く、業者に在るのは無い」とする根拠は是非説明してもらいたい）。

オ 「保有する必要のなくなった個人情報」は、平成17年9月30日に、廃棄処分した、とされていますが、既に本年（17年）4月20日には文書にて本情報の開示請求をしている書類・資料であり、前述してきた理由等と勘案した時、係る処置はいかなる理由で正当化できるのでしょうか。

処分したとするのは、当方の本年（17年）1月31日の「行政情報開示請求」、その後の5回延べ十数時間に及ぶ対話は一体何だったのでしょうか？県の県民に対するスタンスは、これが当たり前なのでしょうか？

それ以上に、県監査委員の「行政監査」では既にチェック済みですね。

カ 「念のため、確認」（ご丁寧にも業者の領収書添付で＝行政文書開示請求の段階から、かくあって欲しかった）とのことですが、記録は県のものであり、保管・処分は県独自の意思により自主的に決定するものであり、業者に指示すべきもので、県担当者は、業者が勝手に保管・処分できるとでも考えているのでしょうか。これでは、委託業務の実態を隠蔽したのでは、と勘繰られても「いたし方が無い」というほかないでしょう。

キ 以上の理由から、実施機関のいう「記録は保有されておらず、存在しない」とは言うまでもない」との断定は誤っていると主張するものです。併せて、委託業務の実態は後からチェックできるようにすべきです。でなければ、何があっても当事者にしか判りません。

記録は委託先にあっても「県の保有物」で業者は「県の指示があるまで保管」義務を負うもので、当然保管期間は厳守されるべき（行政監査対象の資料として）との判断は当たり前すぎるほど当たり前ではありませんか。

審査会の厳正な判断を求めます。

さらに、今回の問題に対する県の対応を通して思うことは、職員の意識・県民に対するスタンスを改めるべきだと強く主張します。

ク なお、本件浄化槽設置状況に係るアンケート調査票が投函されていたのをたまたま〇〇〇在住の母親の面倒を見に行った際に目にしたものであり、浄化槽を設置した際に、母親名義で設置したのか、私名義で設置したのかという記録が残っていませんでしたから、この2つについて、私が本人に代わって、母親と私の2名についての自己情報の開示を請求しました。この際のアンケート票自体は、〇〇〇在住の母親宛てに届いたもののため、私自身は、このアンケートに記入して回答してはいない。また、現在は、母親の任意後見人になっているが、本件請求時点では、任意後見人でもあるいは成年後見人でもありませんでした。ただし、開示請求の事務関係のように、具体的に任意後見人がやるような行為は、私自身しかできなかったものですから、実際にはやっていました。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象情報を部分開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、異議申立人等に係るものに限らず、そもそも個々の本件調査に関する記録（回収したアンケート用紙や個別訪問調査記録等）を当実施機関において保有していないため、不存在を理由として不開示決定をしたものである。
- 2 本件業務において、業者から当機関に提出することとされている成果品は、処理要領の3（5）に掲げる、「ア 委託事業完了報告書」、「イ 各地域事務所ごとに整理済データが格納されたCD-ROM又は光磁気ディスク（MO）」及び「ウ 市町村ごとに打ち出した浄化槽台帳」である。

このうち、上記アは、処理要領の別記様式第3号に様式が定められており、上記イ及びウ等を添付して提出することとされている。

また、上記イ及びウは、本件調査や下水道接続情報等によって把握した情報をもとに整備した浄化槽台帳の電子データ及び紙データであって、それを作成する過程で収集した個別のアンケート用紙や訪問調査結果等がその中に含まれているわけではない。

- 3 前記2のとおり、本件業務は76,400基（県内全体では、12万基）を対象としており、本件調査に係る個別の記録データは著しく膨大であり、また、その内容により浄化槽台帳を整備しているのであれば、それらのデータを入手する必要もなかったため、成果品として求めなかったのである。

また、浄化槽設置状況調査業務処理要領中の「3 業務内容」には、アからシまでの委託業務が記載されているが、本件請求は、これらの業務のうち、あえてオカクケという紙ベースで行う業務に限定して開示請求されたものであることから、紙ベースの調査票のみが対象で、前記2のCD-ROMに格納保存された個人情報には、請求対象に含まれないと判断したものである。

したがって、当機関において、本件調査のうちのオカクケという紙ベースで行われた業務に係る記録は保有していない。

- 4 なお、念のため、現在も委託業者において本件調査のうちのオカクケという紙ベースで行われた業務に関する記録を保有しているかどうかを当該業者に確認したところ、浄化槽台帳の整備が終了し、保有する必要のなくなった個人情報については、審査会に提出済みの「秘密文書回収検量書」の写しのとおり、平成17年9月30日に、廃棄処分したということである。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、実施機関が平成16年度に本件調査を事業者に委託して実施する際に定めた「浄化槽設置状況調査業務処理要領」中に記載されている「3業務内容」のうち、オ、カ、ク、ケの中にある、本件異議申立人である〇〇〇〇氏本人及び異議申立人の母親である〇〇〇〇氏に係る保有個人情報である。

2 〇〇〇〇氏分に係る請求者の適格について

条例第9条第2項によれば、開示請求者本人に代わって実施機関の保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができるのは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限られている。

そこで、〇〇〇〇氏分に係る自己情報開示請求についてみると、「本件請求当時に、民法に基づく法定代理人のみならず、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見人にもなっていなかったこと」を、異議申立人本人が意見陳述していることから、請求者本人が法定代理人としての資格を有していなかったことは、明らかである。

3 異議申立人本人分に係る請求について

実施機関は、本件調査に係る調査票を県の管轄区域である〇〇〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏宅に送付したと説明しており、〇〇〇〇〇〇〇〇在住の異議申立人の自宅は、調査対象外であると意見陳述している。また、異議申立人本人も、当該調査票には、回答した事実はないと意見陳述している。

これらの事実にかんがみると、異議申立人分に係る調査票を本件調査の委託業者が回収していないことは明らかであることから、実施機関が本件対象情報を保有していないことも明らかであると認められる。

したがって、本件調査の委託業者から納品されたCD-ROM中に本件対象情報が存在するかどうかを判断するまでもなく、異議申立人本人に係る自己情報について不存在を理由として不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件処分の妥当性に係る当審査会の結論に影響を及ぼすものではないが、今後の自己情報開示請求に係る事務に当たって、留意すべき事項が見受けられたことから、以下、当審査会の要望事項を記載する。

- (1) 開示請求者が自己の親族の個人情報に関して請求する案件については、今後、実施機関は当該開示請求者に対し、条例の請求者適格に係る規定を示して、開示請求権の有無を確認し、法定代理による請求が認められない場合には、本人が請求するよう文書で補正を求めることが望まれる。
- (2) 実施機関が、異議申立人は浄化槽設置状況調査業務処理要領の中から個別訪問調査及びアンケート調査に係る行政文書を開示請求書に記載し、同要領中の電磁的記録であるCD-ROMを記載していなかったことから、電磁的記録は対象としていないと主張していることについては理解できないではない。

しかし、自己情報開示請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書には、電磁的記録も含まれることから、対象となる個人情報の特定に当たっては、今後、実施機関は、開示請求者が本当に知りたい情報は何かといった観点から請求対象範囲の把握に努め、必要に応じて、開示請求者に電磁的記録も含まれるかどうか文書で確認することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|-------------------------------|---|
| 17. 10. 18 | ・ 諮問を受けた。 |
| 17. 10. 24 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 17. 12. 13 | ・ 実施機関からの理由説明書を収受した。 |
| 17. 12. 21 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 18. 1. 17 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 20. 12. 4 (平成20年度第2部会第9回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 1. 22 (平成20年度第2部会第10回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 2. 5 (平成20年度第2部会第11回) | ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 3. 6 (平成20年度第2部会第12回) | ・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 4. 23 (平成21年度第2部会第1回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 5. 28 (平成21年度第2部会第2回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 21. 6. 18 (平成21年度第2部会第3回) | ・ 諮問の審議を行った。 |

別 紙

広島県緊急雇用創出基金事業
広島地域事務所，呉地域事務所，芸北地域事務所及び
東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務処理要領（抄）

1 目的

この要領は，広島県（以下「甲」という。）が，〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する広島地域事務所，呉地域事務所，芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることとする。

2 （略）

3 業務内容

(1) 広島地域事務所，呉地域事務所，芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査

(2) 調査対象基数 76,400件

(3) 業務の内容

ア H10～H14年度の紙台帳と電子データの突合せ

イ 不一致（有無）データの紙台帳入力

ウ 下水道接続データとの突合せ

エ 法定検査データとの突合せ

オ 単独処理浄化槽（～S63年度）の個別訪問調査

カ 単独処理浄化槽（H元～H9）のアンケート用紙印刷・調査

キ 合併処理浄化槽（～H9）のアンケート用紙印刷・調査

ク 無回答のアンケート対象浄化槽の個別訪問調査

ケ 個別訪問調査対象の留守宅調査票回収

コ 設置者への維持管理啓発資料の印刷・配布（郵送・訪問）

サ 調査結果による削除，修正，追加等データ整理

シ 整理済データの当該地域事務所パソコンへの取り込み

(4) (略)

(5) 成果品

ア 委託事業完了報告書（別記様式第3号）

イ 各地域事務所ごとに整理済データが納品されたCD-ROM又は光磁気ディスク（MO）

ウ 市町村ごとに打ち出した浄化槽設置台帳（以下，略）

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

| | |
|----------------------|-------------------|
| 荒 井 秀 則 | 弁護士 |
| 中 坂 恵美子 | 広島大学大学院社会科学研究科准教授 |
| 山 本 一 志 | 弁護士 |
| 横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ） | 広島大学大学院社会科学研究科教授 |